

[事案 24-77] リビング・ニーズ特約保険金支払請求

・平成 25 年 2 月 14 日 裁定終了

※本事案の申立人は法人である。

<事案の概要>

余命 6 カ月以内との診断がなされたにもかかわらず、リビング・ニーズ特約保険金が支払われないことを不服として、同保険金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 23 年 4 月に肝硬変症を原因とする「肝性脳症・難治性腹水」により入院し、同月下旬に「余命 6 ヶ月以内」である旨宣告された。その後、平成 24 年 3 月にリビング・ニーズ特約保険金の支払いを請求したが、保険会社は、約款において「当会社の定め」とする、「余命宣告の診断書」の他に「支払請求時点を基準として会社の査定をクリアすること」が必要として、支払われなかった。契約時にこのような説明は受けていないので、リビング・ニーズ特約保険金を支払ってほしい。

<保険会社の主張>

下記の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 申立人の代表者（、以下、「申立人」という）が入院していた病院の主治医に事実確認を行ったところ、事実確認（支払請求）時（平成 24 年 3 月下旬）に余命 6 カ月以内と判断されるかとの問いに対し、「不詳」との回答であった。
- (2) また、申立人が退院後通院していた主治医に対して事実確認を行ったところ、治療効果については「禁酒にて症状改善傾向」、予後については「禁酒できれば、(余命は) 約 10~15 年」、事実確認（支払請求）時（平成 24 年 3 月下旬）に余命 6 カ月と判断されるかについては「いいえ」と回答された。
- (3) したがって、平成 24 年 3 月の支払請求時点において、申立人が余命 6 カ月以内と判断される状況にないため、リビング・ニーズ特約保険金の支払事由に該当する状態であったと判断することはできない。

<裁定の概要>

裁定審査会では、当事者から提出された申立書、答弁書等の内容にもとづいて、申立人の本件入院の必要性について審理した結果、下記のとおり、申立内容は認められないことから、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 37 条により、裁定書にその理由を明らかにして、裁定手続を終了した。

- (1) 本件の約款（リビング・ニーズ特約条項）では、保険金支払の要件として「当会社は、被保険者の余命が 6 カ月以内と判断されるときには、当会社の定めるところにより、特約保険金を被保険者に支払います。」と規定している。
- (2) リビング・ニーズ特約保険金の趣旨に鑑みると、本特約保険金の請求権は、死亡保険金のように死亡という客観的に認識できる一定の事実があれば直ちに発生する請求権ではなく、請求によって初めて具体的請求権が発生するものですあり、「余命 6 ヶ月以内であると判断されるとき」という請求権の発生要件も、請求のときに存在しなければならない。また、約款上の文言も「判断されたとき」と過去形で規定されているのではなく、「判断されるとき」と記載されていることから、少なくとも請求の時点において余命 6 カ月と判断されなければ

ならないものと解される。

- (3) 申立人は、過去に主治医から「余命6ヶ月以内」であるとの告知を受けたことをもって、保険金請求権が発生した旨主張しているが、主治医の告知は余命判断の有力な基礎事実であるものの、主治医が余命判断をしたことは、請求権発生要件ではないことから（もし要件であるならば、約款上「主治医により告知されたこと」が請求要件として記載されているはずである。）、過去の告知の事実をもって、保険金請求権が発生したとの主張は、約款の解釈を誤解しているものといえる。
- (4) 本件においては、保険会社から、2名の医師に対する聴取結果が提出されており、これによると「平成24年3月の時点で申立人の余命が6ヶ月以内であると診断されますか」との質問に対し、それぞれ「いいえ」「不詳」と回答していることから、申立人から本特約に基づく保険金請求があった平成24年3月時点においては、申立人の余命は6ヶ月以内であると判断する基礎事実は存在していなかったものと推認される。
- (5) 他方、申立人から、平成23年4月に余命6ヶ月以内の告知をした旨記載された平成23年11月付診断書が提出されているが、このように判断したことについて医師は、申立人の症状は、「アルコールが原因であり、入院中はとても重症の状態だった。アンモニア濃度が異常に高く難治性腹水も認められた。数値も悪くいつ亡くなってもおかしくない状態だった。申立人はアルコール精神病であり肝硬変末期の脳症の症状も出ていたため余命6ヶ月と判断した」が、アルコールを「摂生できれば予後の予測はできない」とし、申立人に対しても、「このまま摂生しないと半年も生きられない、このままの状態だと余命がない」と伝えた旨回答しており、申立人自身もそのように言われたと回答している。
- (6) よって、上記診断書の余命告知は、あくまでもアルコールを摂生できないことを前提とした平成23年4月時点の判断であり、摂生できた場合の判断ではなかったものと推認され、平成23年4月から現在（平成24年3月）も申立人を診察している医師によると、申立人は禁酒治療を施されアルコールを摂生しており、症状改善傾向にあるとされている。そのため、上記診断書の判断は、症状改善傾向にある平成24年3月の特約に基づく保険金請求時点の判断ではないといえ、同診断書は、請求の時点における「余命6ヶ月以内」の判断を記載した書面とは認められない。
- (7) したがって、本件においては、本件請求があった時点で「余命6ヶ月以内」との判断するに足りる証拠は提出されていないことから、同時点で「余命6ヶ月以内である」と判断する基礎事实在存在しないとした保険会社の判断を、不当なものであると認めることは困難であり、本特約に基づく保険金請求権の発生を認めることは困難である。
- (8) なお、申立人は、申立契約締結時に約款における「当会社の定め」の具体的内容の説明を受けていないと主張しているが、本件では、この「定め」の該当の有無が問題とはならない。